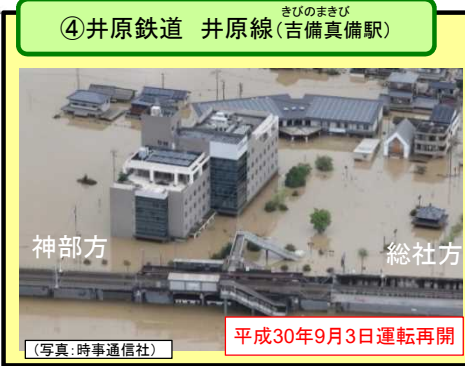


鉄道用地外からの災害リスクへの提言【概要】

令和2年12月

鉄道用地外からの災害対応検討会

- ・発災後、全国で最大32事業者115路線で運転休止。
- ・JR山陽線は、斜面崩壊等により全線の運転再開に約3か月間を要した。JR芸備線は、約15か月後の令和元年10月23日に全線で運転を再開した。

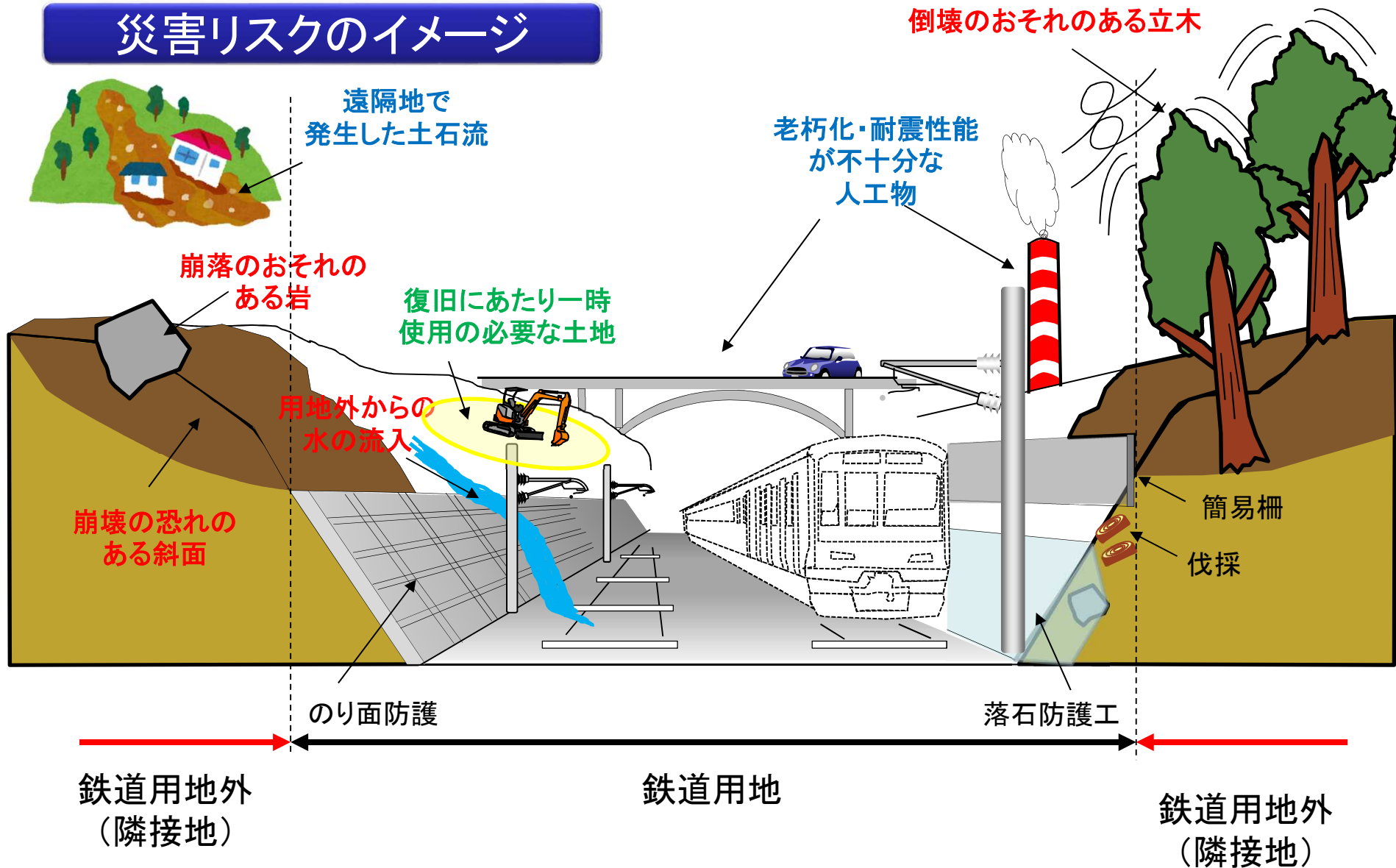


鉄道の主な被害等について(中国地方)

事業者名	路線	発生日	被災箇所等	概要	全線 ※1 運転再開
JR西日本	山陽線	7月7日	本郷～河内 他	盛土崩壊等	9月30日 ※2 (10月13日)
	伯備線	7月5日	石蟹～新見 他	変電所水没等	8月1日
	呉線	7月7日	水尻駅 他	土砂流入等	10月28日
	山陰線	7月8日	長門大井～越ヶ浜	斜面崩壊	7月21日
	津山線	7月7日	牧山～野々口 他	土砂流入等	8月5日
	福塩線	7月7日	備後本庄～横尾 他	土砂流入等	10月18日
	因美線	7月7日	土師～那岐 他	のり面崩壊等	8月31日
	芸備線	7月7日	狩留家～白木山 他	橋りょう流失等	2019年10月23日 (※3) 2019年4月4日
	岩徳線	7月9日	勝間～大河内 他	盛土流失等	9月22日
	姫新線	7月7日	久世～中国勝山 他	土砂流入等	8月31日
木次線	7月9日	油木～備後落合	土砂流入等	8月8日	
井原鉄道	井原線	7月9日	吉備真備駅	駅施設等冠水	9月3日
にしきがわ	錦川清流線	7月7日	川西～清流新岩国	土砂流入	8月27日

※1 運転再開期間は芸備線を除き2018(平成30)年
 ※2 JR山陽線は台風24号の影響で再び9月29日から下松駅～柳井間で運休したが、10月13日に全線で運転再開した。
 ※3 JR芸備線は2019年4月4日から三次～中三田駅間で、暫定的に運転を再開した。当該区間は集中的に線路改良工事を実施するため、2019年7月25日～8月21日に終日列車を運休した。

災害リスクのイメージ



事前防災(樹木対策)

課題:隣接地の危険木の早期伐採ができず、倒木による輸送障害等が発生

【事例】

- 隣接した鉄道用地外において、強風などにより倒木の可能性のある樹木(危険木)が確認された。 鉄道事業者から、当該区域内の樹木の伐採について土地所有者と協議したが、当該地では、土地所有者との関係づくりがうまくいっていなかったこともあり、両者の間で協議が成立せず、土地所有者による伐採も、鉄道事業者による伐採も同意が得られなかった。その後、危険木が倒れ、輸送障害が発生した。(地権者と鉄道事業者との間に軋轢が生じている場合もあり、協議にすら応じてもらえないケースも散見される。)

倒木による線路支障



鉄道用地外からの倒木が列車に接触し、輸送障害が発生した事例

応急復旧(一時使用)

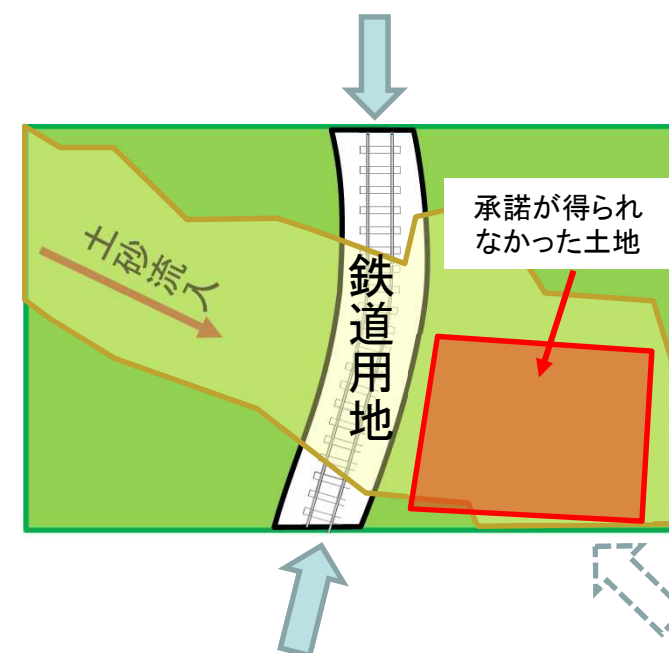
課題: 災害復旧時に隣接地の一時使用ができず、災害復旧工事に支障

【事例】

○ 災害発生後の応急復旧時において、早期運転再開のため、一時的に鉄道用地外を使用して重機等を搬入し、復旧工事を行おうとした。

しかし、当該土地の土地所有者から一時使用の理解が得られなかった。そのため、当該土地を迂回して、線路側から作業員が現場に入ることになり、重機等の搬入も困難となったことから、復旧工事を手作業で実施せざるを得ず、運転再開に時間を要した。

線路側から現場に入ることとなり、復旧にロスが生じた



隣接地を使用できなかった事例

各事業における用地外の事前対策・応急復旧の現状

対象事業	【事前対策において】 用地外における措置・権限	【応急復旧において】 用地外の土地の一時使用など
鉄道	法的根拠無し	法的根拠無し
電気	(電気事業法第61条) 電気事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、経済産業大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、経産大臣の許可を受けず、伐採等が可能)	(電気事業法第58条) 電気事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、経済産業大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)
通信	(電気通信事業法第136条) 認定電気通信事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、総務大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、総務大臣の許可を受けず、伐採等が可能)	(電気通信事業法第133条) 認定電気通信事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、総務大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間はこの限りでない)
道路	(道路法第44条) 道路管理者は、沿道区域において、道路の構造・交通に及ぼすべき損害・危険を防止するために特に必要と認める時は、その区域にある土地、竹木又は工作物の管理者に対し、損害等を防止するための必要な措置を命ずることが可能	(道路法第68条) 道路管理者は、道路に関する非常災害時のやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木などを使用・収用・処分することが可能

※鉄道事業者は鉄道施設に関する測量、工事等の必要があるときは、国土交通大臣の許可を得て、他人の土地への立入り又は一時使用することは可能(鉄道事業法第22条))

法制度面から検討すべき事項

事前防災

応急復旧

○法制度としての実現に向け、以下について検討を進めるべきである。

①樹木の伐採等

沿線の樹木等で鉄道施設に障害を及ぼすおそれがあり、かつ、やむを得ないときにおいて、当該樹木等の伐採や移植が可能となれば、安全・安定輸送に対するリスクを大きく減らせると考えられる。電気事業法や電気通信事業法にあるようなやむを得ない場合に限り、樹木の伐採又は移植ができる制度について、鉄道においても法制度の実現に向けてさらに検討すべきである。

②鉄道用地外への立入り、一時使用等

災害発生後の鉄道の早期復旧のためには、一定の要件下で鉄道用地外を一時的に使用し、資材置場や作業ヤードとして使用できる仕組みが必要と考えられるため、鉄道においても電気事業法や電気通信事業法と同様に法制度の実現に向けて検討すべきである。

○以下については慎重な検討が必要であるため、継続して法制度の実現に向けて課題を整理すべきである。

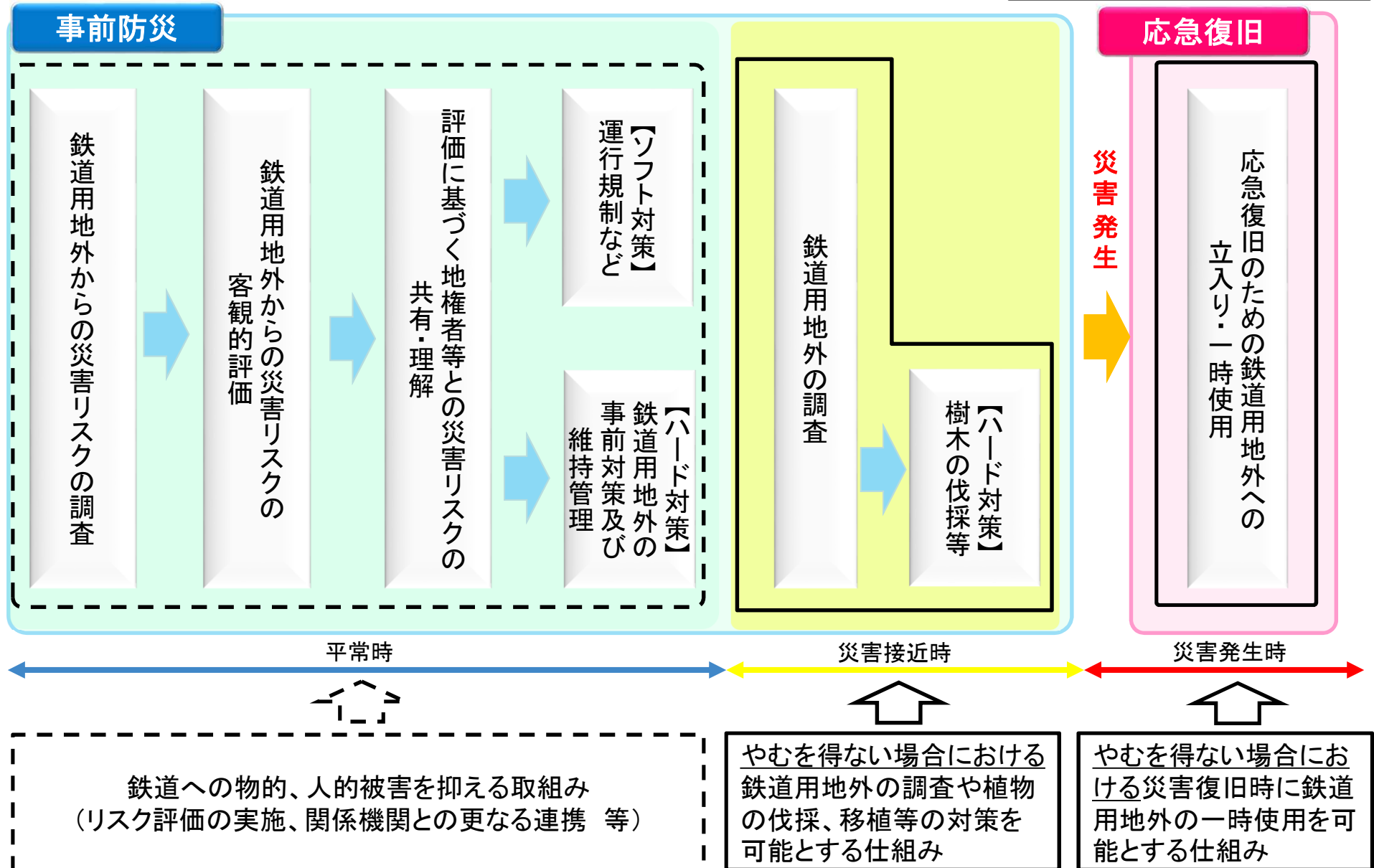
③土石の処分等

沿線の土石についても一定の要件下で鉄道用地内への流入を防ぐ措置が法的に位置づけられれば、災害リスクへの事前の対応が可能になると考えられる。公物における法令、例えば道路法44条においては沿道区域を指定した上で処分することが可能となっている一方で、電気事業法や電気通信事業法には土石の処分等に関する規定がないことを踏まえ慎重な検討が必要であり、継続して法制度の実現に向けての課題の整理をおこなうべきである。

※ これらの行為には通常生ずべき損失の範囲で補償が必要と考えられる。

【検討会まとめ】

—— 法制度の検討
 - - - 法制度以外の検討



※制度面の検討にあたっては、他法令との並びに留意する必要がある。

鉄道用地外からの災害対応検討会 委員名簿

(順不同、敬称略)

- | | | | |
|--------|-------------------------------|-------|---|
| ◎ 家田 仁 | 政策研究大学院大学 教授 | 西浦 智幸 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課ブロードバンド整備推進室長 |
| 伊藤 栄寿 | 上智大学 教授 | 大谷 太 | 法務省民事局参事官 |
| 梅林 啓 | 西村あさひ法律事務所 弁護士 | 橘 政行 | 林野庁森林整備部計画課長 |
| 笹原 克夫 | 高知大学 教授 | 大政 康史 | 林野庁森林整備部治山課長 |
| 飛山 龍一 | 全国森林組合連合会 常務理事 | 曳野 潔 | 資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力基盤整備課長 |
| 島村 昭志 | 北海道旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部工務部長 | 横山 征成 | 国土交通省大臣官房参事官(土地政策) |
| 中西 雅明 | 東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部設備部長 | 千葉 信義 | 国土交通省道路局路政課長 |
| 川越 洋 | 東海旅客鉄道株式会社
総合技術本部技術企画部担当部長 | 渡辺 学 | 国土交通省道路局環境安全・防災課長 |
| 金岡 裕之 | 西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部施設部長 | 三上 幸三 | 国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課長 |
| 高瀬 直輝 | 四国旅客鉄道株式会社 工務部長 | 江口 秀二 | 国土交通省大臣官房
技術審議官(鉄道局担当) |
| 吉野 敏成 | 九州旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部施設部長 | 大野 達 | 国土交通省鉄道局総務課長 |
| 古川 真司 | 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部施設部長 | 杉野 浩茂 | 国土交通省鉄道局施設課長 |
| 藤井 高明 | 西武鉄道株式会社 工務部長 | | |
| 寺本 泰久 | 近畿日本鉄道株式会社
鉄道本部企画統括部技術管理部長 | | |
| 上畑 直人 | 南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部工務部長 | ◎:座長 | (令和2年2月時点) |
| 太田 直之 | (公財)鉄道総合技術研究所 防災技術研究部長 | | |
| 高橋 俊晴 | (一社)日本民営鉄道協会 常務理事技術部長 | | |